

**熊本市議会議員一般選挙  
立候補予定者説明会**

☎2月22日(水)午後2時～4時 場 市民会館シアーズホーム夢ホール 内 4月9日執行予定の熊本市議会議員一般選挙での立候補届出の手続きや選挙に関する注意事項について説明し、立候補に必要な書類等も交付します  
☎熊本市議会議員一般選挙への立候補を検討されている方  
(選挙管理委員会事務局 ☎328-2771)

**「電話で『お金』詐欺」に注意！**

防犯協会職員や警察官、銀行職員、市職員等を装い不審電話をかける事案が多発しています。

不安をあまり、個人情報を出したり、「払い戻しがある」、「通帳が使えない」などとキャッシュカードや通帳を受け取りに来ることもあります。被害者の大半は65歳以上の方です。

公的機関からの電話は、所属、氏名を聞き、代表電話にかけ直して確認しましょう。

被害に遭わないために、電話で「お金」や「キャッシュカード」の話が出たら詐欺と疑い、すぐに110番しましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

**繁華街アーケード内は自転車  
乗り入れ禁止です**

歩行者専用道路への自転車乗り入れは、道路交通法違反(3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)です。特に、上通・下通・新市街アーケード内は歩行者の通行量が多く、接触事故につながりますので、自転車乗り入れは絶対にやめましょう。

また、信号無視や無灯火、スマホを見ながらなどの危険運転は、大きな事故につながる恐れがあります。交通ルールとマナーを守り、日頃から安全運転に努めましょう。さらに、自転車乗車中はヘルメットを着用し、ご自身を事故から守りましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

(自転車利用推進課 ☎328-2259)

**香りのエチケットを守りましょう**

柔軟剤や香水などの香料は使用している人にとってはいい香りでも、この香りに過敏に反応し、頭痛や吐き気など体調不良を引き起こす方もいます。

人が集まる場所では、過剰な柔軟剤や香水を使用しないよう配慮し、周囲

の人たちも快適に過ごせるようにしましょう。

(生活衛生課 ☎364-3187)

**家畜・家きんを飼養されている方へ  
法に基づく「定期報告」が必要です**

家畜伝染病予防法により、対象となる家畜・家きんを飼養されている方は、毎年2月1日時点の飼養状況を県知事に報告することが義務付けられています。

**【対象の家畜・家きん】**

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚(ミニブタ含む)、いのしし、鶏(烏骨鶏、チャボ等含む)、あひる(あいがも)、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 ※犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、インコ等は対象外

・昨年度報告された方には、報告様式を郵送しております。必要事項を記入の上、2月13日までに提出をお願いします。

・新たに飼養を始められた方は、熊本県中央家畜保健衛生所(☎0964-28-6021)までご連絡ください。

(農業支援課 ☎328-2384)

**犬と猫の休日譲渡(完全予約制)**

☎2月26日(日)犬の譲渡:午前9時半～正午、猫の譲渡:午前10時～正午

場 市動物愛護センター 内 市動物愛護センターに収容している犬猫の譲渡、犬の譲渡が決定した方のみ譲渡前講習(受講済みの方は不要) 内 平日来所が困難な方 内 各4組(先着順)

費 犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料(計6,200円)が必要  
☎2月6日から電話で市動物愛護センターへ ※譲渡希望の犬猫や譲渡条件等について、申込時に確認します。譲渡条件について詳しくは市ホームページへ。

(市動物愛護センター ☎380-2153)



**飼い犬がいなくなったときは  
すぐ動物愛護センターへ**

犬の目撃情報が寄せられていることがありますので、すぐに動物愛護センターと最寄りの交番に連絡してください。

犬が逃げたままにしておくと、交通事故や咬傷事故が発生する危険があります。飼い犬が迷子になったらすぐに探し始めてください。無事戻ってきたら、再発防止をしてください。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

**動物を飼う前に考えて**

動物愛護センターには、飼い主から、飼えなくなった動物についての相談が寄せられます。最期まで責任を持って飼えるのか、飼う前に次の10のことについて考えてみましょう。

- ①住まいは動物を飼える住居ですか？転居や転勤の予定はありませんか？
- ②飼いたい動物は、自分の生活スタイルに合っていますか？
- ③家族全員、動物を飼うことに賛成していますか？
- ④家族に動物アレルギーの人はいませんか？
- ⑤毎日欠かさず世話に時間と手間をかけられますか？
- ⑥飼いたい動物は、自分の体力で世話ができますか？
- ⑦高齢や病気になった動物の介護をして、死ぬまで飼い続けることができますか？
- ⑧近所に迷惑をかけないように配慮できますか？
- ⑨えさ代や治療費など、動物の一生にかかる費用を考えたことがありますか？
- ⑩万が一、飼えなくなったときのことを考えていますか？

(市動物愛護センター ☎380-2153)

**しごと・経済**

**どの企業もWワークOK！新しい働き方合同就職説明会** 無料

☎2月28日(火)午後3時半～7時半 場 熊本城ホール3階大会議室(A3・A4) 内 仕事を掛け持ちでしたい方と、それを受け入れ応援していただける企業とのブース形式の合同就職説明会 内 市内に住むWワークや副業・兼業を希望する方 内 当日直接会場へ(履歴書不要)

(しごとづくり推進室 ☎328-2377)



**[シニア合同就業相談会]  
60歳からの就業相談会** 無料

☎3月1日(水)午前10時～午後3時 場 くまもと県民交流館「パレア」10階パレアホール 内 就業を希望される方の相談会。熊本市シルバー人材センターと企業との合同相談会。日本赤十字社熊本健康管理センター運動指導員による講演「今日から出来る健康寿命を延ばすコツ」(午前10時～10時45分・午後1時～1時45分 ※2回講演) 内 60歳以上の健康な方 内 当日直接会場へ 内 熊本市シルバー人材センター(☎322-3300)

(高齢福祉課 ☎328-2963)

**技術職向け現場見学ツアー  
(職種:土木・建築・機械・電気)**

☎3月7日(火)、8日(水)午後1時～5時 場 市庁舎1階正面玄関前集合 内 本市の技術職の仕事内容やその魅力を具体的に知ってもらうため、現役技術職員の案内で、本市所管の工事や設備等の現場を見学できるツアー 内 技術職として働くことに興味のある方、(主に理工系の)大学生、大学院生、高校生など 内 各20人程度(先着順) 内 2月6日～27日までに電子申請サービスへ

詳しくは、市ホームページまたは人事委員会事務局へ。  
(人事委員会事務局 ☎328-2939)

**福祉分野の無料職業紹介  
(福祉のお仕事出張相談会)**

期 場 ①2月6日(月)市庁舎1階正面玄関横②9日(木)イオンモール熊本1階インフォメーション裏(上益城郡嘉島町)③21日(火)ゆめタウン光の森2階THE SHOP TK前(菊池郡菊陽町)④24日(金)ゆめタウンはません2階アカチャンホンポ前(南区) 時 午前10時半～午後1時 内 保育士、介護職、支援員の仕事についての相談窓口 内 要事前予約

詳しくは、熊本県福祉人材・研修センター(☎322-8077)へ。  
(保育幼稚園課 ☎328-2568)

**講演会・相談会**

**熊本産MaaSシンポジウム** 無料

☎2月23日(祝)午後3時～ 場 熊本城ホール メインホール(Web公開も有り) 内 第1部:基調講演・話題提供、第2部:活動報告・座談会 内 熊本産MaaSのこれから 内 250人(先着順) 内 2月5日から氏名、人数、電話番号、メールアドレスを電話(☎092-283-2121)、メール(maas-kumamoto@arpak.co.jp)または下記QRコードからシンポジウム事務局(アルパック)へ

詳しくは、市ホームページへ。  
(移動円滑推進課 ☎328-2522)



**マンション管理相談会開催!** 無料

☎2月8日(水)午後1時半～4時半 場 市庁舎11階会議室 内 (一社)熊本県マンション管理士会 内 管理規約 内 原則開催日の前日午後4時までに電話で(一社)熊本県マンション管理士会事務局(☎343-0095 平日午前9時～午後5時)へ  
(住宅政策課マンション管理支援班 ☎328-2989)

**パブリックコメント結果公表**

**熊本市自治基本条例の一部改正(素案)**

担当課 地域政策課(☎328-2031)  
閲覧期間 2月15日(水)～3月15日(水)  
閲覧場所 地域政策課、区役所、市ホームページなど

**委・員・募・集**

**特別史跡熊本城跡保存活用委員会**

熊本城の保存と活用(城内の保存整備や公開活用等)について検討するための委員

任期 委嘱日～令和7年3月31日  
対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方  
定員 1人(書類・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは熊本城調研究センター(☎355-2327)へ。

**熊本市住宅審議会**

今後の熊本市の住宅政策のあり方について、幅広く市民の意見を取り入れていくための委員

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日  
対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方  
定員 2人(書類・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは住宅政策課(☎328-2438)へ。

**カーボンニュートラルに向けて**

**2月は省エネ月間です 冬季の省エネにご協力ください**

2月は、エネルギーの使用量が増える時期として、省エネルギー月間とされています。

エネルギーの使用量を抑えることで、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止することができます。

ちょっとしたエコな工夫で、この冬を暖かく過ごしてみませんか。

- 首、手首、足首の「三つの首」をあたためましょう
- ひざ掛けやストールを活用しましょう
- 「鍋」でからだも室内もあたためましょう
- 根菜類、しょうがなど、からだをあたためる食材を食べましょう
- 暖房時の室温は20℃を目安にしましょう
- 温度計、湿度計を近くに置いて室内環境を「見える化」しましょう

(温暖化・エネルギー対策室 ☎328-2355)